

○議案第61号 守口市児童公園条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、寺方元町4丁目第1児童公園について、あおぞら認定こども園東側隣接地に整備される公園に児童公園機能に移すため、当該公園の位置を変更しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、酒井委員におかれましては、移転後の公園跡地を含む市有地を売却するため進められている感が否めないとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。